

項目4：地区まちづくり活動の基本理念

<事務局条文案>

地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。

2 地区まちづくり活動は、市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有し、行われるものとする。

3 地区まちづくり活動は、市民等と市が対等な関係で、それぞれの活動を尊重するとともに、お互いの役割を理解し、協働して行われるものとする。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（基本理念）第3条

地域におけるまちづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。

- 2 地域におけるまちづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。

②松山市地域におけるまちづくり条例（基本理念）第3条

地域におけるまちづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。

- 2 地域におけるまちづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例（基本理念）第3条

地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1)地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。
- (2)地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。)、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。
- (3)地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。

④豊中市地域自治推進条例（基本理念）第3条

地域自治は、地域住民による活発な地域コミュニティの活動を基礎として成り立つものであることにかんがみ、地域住民及び市が、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1)地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。
- (2)地域自治組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。

⑤越前市地域自治振興条例 ※基本理念の明記なし

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 (基本理念)第3条

市民参画は、市民等が等しくまちづくりの主人公であり、実施機関が行う意思決定の過程に参画する権利を有し、満20歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして推進する。

2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自律性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを目指して推進する。

3 コミュニティ活動は、コミュニティが地域住民の自治によるまちづくりの担い手となることを目指して取り組むこととし、その展開は地域住民の自律性と自主性をもとに推進する。